

熊本市学校部活動特化型企业版ふるさと納税中間支援業務委託事業者選定審査会設置要綱

制定 令和8年9月30日 教育総務部長決裁

(設置)

第1条 熊本市が発注する「熊本市学校部活動特化型企业版ふるさと納税中間支援業務委託」(以下「本業務」という。)の契約候補者の選定に際し、その審査を公正かつ公平に行うため、熊本市学校部活動特化型企业版ふるさと納税中間支援業務委託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定審査会は、別に定める審査基準及び審査項目に基づき、本業務に係る提案内容の審査及び評価を行い、契約候補者を選定する。

2 選定審査会は、前項に掲げるもののほか、契約候補者の選定に関し必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 選定審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育総務部長
- (2) 教育改革推進課担当課長
- (3) 指導課長

3 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

4 委員長は、会議の議長となる。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育改革推進課担当課長がその職務を代理する。

5 委員がやむを得ない理由により選定審査会に出席できないときは、委員長の承認を得て、当該委員が指名する者によって職務を代理することができる。

(会議)

第4条 選定審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、契約候補者の選定については、別に定める審査基準及び審査項目によるものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 5 委員長は、第4項の規定にかかわらず、必要に応じて書面又は電磁的方法により審議を行うことをもって、会議の開催に代えることができる。
- 6 前項の規定により審議を行う場合は、委員長が指定する期日までに回答した委員を出席したものとみなす。

(守秘義務)

第5条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員に就任した日から当該年度の末日までとする。

(庶務)

第7条 選定審査会の庶務は、教育改革推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月30日から施行する。